

「北陸ブロック教育ファーム推進協議会」設置要領

平成20年7月25日 制定

平成21年8月19日 一部改正

1 趣旨

平成18年3月に策定された「食育推進基本計画」において、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、一連の農作業等の体験の機会を提供する「教育ファーム」の取組の推進が目標に掲げられている。

一方で、これまでも農林漁業体験学習の取組については、様々な主体により積極的に行われてきているところではあるが、「体験をさせる」こと自体が目的として扱われ、その結果として一過性的なものに留まっている側面も否定できない状況にある。

こうした反省も踏まえ、今後の北陸管内の各市町村における教育ファームの取組が一過性的のものに終わることなく、食育の推進という大命題の中で、その役割を十分に果たすことが可能となるよう、教育ファームの理念と目標を明確化するとともに、その目標に向けた具体的な推進方策を協議する「北陸ブロック教育ファーム推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議（検討）事項

- (1) 農林漁業体験学習の取組の現状把握と課題の分析
- (2) 教育ファームの理念と目標の明確化
- (3) 教育ファームの推進体制のあり方
- (4) 教育ファームの推進を支援するための体制のあり方
- (5) 教育ファームの中心的な役割を担う教育者育成のあり方（高等教育機関との連携等）
- (6) 教育ファーム実施による効果のフォローアップ
- (7) その他教育ファームの推進に必要な取組

3 組織

(1) 協議会は、

- ① 「教育ファーム」に積極的に取り組んでいる法人・個人
- ② 教育ファームに係る将来の教育者を育成する高等教育機関
- ③ 関係行政機関

で構成することとし、具体的には別紙に掲げる委員をもって構成する。

(2) 協議期間の途中からの協議会参加についてはこれを妨げない。

4 任期

委員の任期は、毎年度末までとする。

なお、再任は妨げない。

5 運営

(1) 協議会には、座長を置く。

(2) 協議会の座長は、委員の互選により選任する。

(3) 座長は協議会を代表し、協議会の議事を運営する。

(4) 座長は、委員の承諾を得て、委員の中から座長代理を指名することができる。

(5) 協議会は、必要に応じ関係者を出席させ、説明及び意見の聴取を行うことができる。

6 事務局

協議会に関する庶務は、北陸農政局消費・安全部消費生活課において行う。

7 その他

この要領に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定めることができる。

(別紙)

北陸ブロック教育ファーム推進協議会委員

- 1 教育ファームに積極的に取り組んでいる団体及び個人
(富山県) ジャーナリスト 森田由樹子
(石川県) 「子育て生活応援団」代表 橋 薫
(福井県) NPO法人「田んぼの学校越前大野」理事長 高津琴博

- 2 教育ファームに積極的に取り組んでいる市町村担当者
新潟県 上越市 教育委員会 学校教育課 大山賢一
富山県 入善町 教育委員会 事務局長 堂徳春彦
福井県 小浜市 教育委員会 教育総務課 山名 聡

- 3 将来の教育者を育成する高等教育機関
富山大学 理事(教育担当)・副学長 佐藤幸男
金沢大学 人間社会研究域 学校教育系 准教授 土井妙子

- 4 管内各県等における食育推進担当課長
新潟県 農林水産部 食品・流通課長
富山県 農林水産部 農林水産企画課長
石川県 農林水産部 経営対策課長
福井県 農林水産部 販売開拓課長
新潟県 新潟市 農林水産部 食と花の推進課長

- 5 農政局
管内農政事務所、局消費生活課、地域各課及び局内関係各課